

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例(平成22年10月12日京都市条例第13号)(文化市民局市民生活部区政推進課)

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業竹田地区土地区画整理事業の換地処分により、伏見区の所管区域内において、新たに町が設置されることに伴い、規定を整備することとしました。

また、伏見区の所管区域内の既に廃止された町についても、併せて規定を整備することとしました。

この条例は、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業竹田地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとしました。ただし、深草八反田町、深草陵町、深草松本町、深草カメラ町及び深草小森町に係る改正規定は、平成22年10月12日から施行することとしました。

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 22 年 10 月 12 日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 13 号

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例

京都市区の所管区域条例の一部を次のように改正する。

伏見区の所管区域中「，深草八反田町，深草陵町，深草松本町，深草カメラ町，深草小森町」を削り，「竹田段ノ川原町」を「竹田段川原町，竹田西段川原町」に改め，「竹田三ツ杭町」の右に「，竹田北三ツ杭町」を加える。

附 則

この条例は，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業竹田地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。ただし，深草八反田町，深草陵町，深草松本町，深草カメラ町及び深草小森町に係る改正規定は，公布の日から施行する。

（文化市民局市民生活部区政推進課）